

第2章 4 特別支援学級にかかる基準等

特別支援学級は、障がいのある児童生徒のために特別に編制される学級であるため、単に学力補充を行うための学級でないことに留意し、以下のような基準等を参考に学級経営にあたることが重要です。

(1) 特別支援学級担任の資格要件

現行制度においては、特別支援学級の担任となるために、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はありません。当該学校種の免許状を有していれば、特別支援学級の担任となることができます。

しかし、特別支援学級担任は、校内の特別支援教育の中心的な担い手であり、その専門性が児童生徒に対する特別支援教育の充実や校内の他の教員の意識にも大きく影響を与えます。したがって、特別支援学級担任には、これまでの経験を踏まえ継続的に研修を受けるなど、特別支援教育に関する知識や技能等の専門性の向上を図ることが求められます。

(2) 中学校特別支援学級の授業を担当する場合の配慮点

- 知的障害特別支援学級において、特別支援学校の教育課程編成を参考に、知的障害者を教育する場合の教科の内容や教科等を合わせた指導を行っている場合は、特別支援学級担任は、免許教科以外の教科を担当することが可能となります。
- 自閉症・情緒障害特別支援学級のように、原則、該当学年に準ずる教育課程を編制し、学年相当の教科指導を行う場合は、該当教科の免許状が必要となります。これは、下学年適応の教科指導を行う場合も同様に考えます。
- 特別支援学級においては、その生徒の特性等から考えて、新たな環境への適応が難しかったり、信頼関係を築くのに時間がかかったりするため、できる限り、特別支援学級担任が毎年替わったりするがないようにするなどの配慮が必要です。

(3) 在籍児童生徒の特別支援学級で受ける授業時数

特別支援学級在籍児童生徒が特別支援学級で受ける授業時数は、個別の指導計画に基づいた一人一人の教育的ニーズや発達段階、交流及び共同学習の計画等に応じて違ってきます。また、自閉症・情緒障害特別支援学級在籍児童生徒が、集団適応を図っていく過程において、通常の学級で受ける授業時数の方が多くなっていくことも考えられます。

さらに、在籍児童生徒が特別支援学級で学ぶ総時間数等は、学習指導要領等にも位置づけられていません。しかし、特別な教育課程を編成する特別支援学級の特性上、原則は以下のようになります。

通級による指導の週当たりの時数が8時間以内と定められています。このことから、自閉症・情緒障害特別支援学級では、集団適応を図るため、徐々に原学級での学習時間を増やしているなどの特別な場合を除き、①在籍する児童生徒が、特別支援学級で学ぶ時間が週8時間以内である状況が継続している場合、②国語など限定された教科のみを特別支援学級で学んでいる場合は、その時点での適切な教育対応が必要と判断されます。また、障がいの状況が改善された場合は、退級し原学級に籍を戻すことが望ましいと言えます。